

天理市告示第 78 の 2 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

## 令和 3 年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

### 第 1 編 総則

#### 1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

#### 2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町、三宅町及び安堵町のごみ処理と川西町、三宅町及び田原本町のし尿処理を受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

#### 3 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで



#### 4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

## 第2編 ごみ処理計画

### 1 ごみ排出の見込み

#### (1) 一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	26,673	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	1,302	
	粗大ごみ	机、イス、タンス、自転車、 など	151	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	338
		新聞・雑誌・雑紙・ 段ボール	新聞紙、広告、雑誌、お菓子の箱、ダンボール箱 など	608
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	12
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	79
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備薬のびん など	462
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの PET	158
		使用済小型家電	アイロン、ドライヤー、デジタルカメラ など	114
草・木		剪定枝・草など	173	
有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	14		
行政処理分 計			30,084	
集団資源回収			501	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化)※1			2,058	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化)※2			66	

発生量は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推計値を引用

平成 29 年より小型家電の分別収集を開始。

平成 30 年より水銀廃棄物の分別を厳正化。

令和元年度より草木堆肥化処理を開始。

※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

## (2) 小動物の死体

・業者委託分	6 5 体
・職員回収分	3 3 5 体
・一般持込分	1 3 体

## (3) 排出の状況（令和 2 年度） 別紙 1 - 1 及び 1 - 2 のとおり

## 2 処理主体

### (1) 収集運搬

①家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。

②事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

### (2) 中間処理

	処理施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ	クリーンセンター	破砕処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
粗大ごみ	クリーンセンター	破砕処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)

資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・雑紙・ 段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)
	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選 別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源 化	市(透明・茶色は売却、そ の他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルートで 資源化	市(処理委託)
	使用済小型家電	クリーンセンター	一時保管	市(処理委託)
有害ごみ	クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)	
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)	クリーンセンター	一時保管	市(処理委託)	
	民間処理施設 (市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者	
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)	民間処理施設 (市外)	市外業者で飼料 化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)	

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分場（直営）及び大阪湾広域  
臨海環境整備センターに処理委託

#### 4 処理計画

##### (1) 収集・運搬計画

###### ①収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	11,112 t
・燃やせないごみ	604 t
・粗大ごみ	151 t
・プラスチック製容器包装	242 t

・新聞・雑誌・雑紙	403 t
・段ボール	157 t
・飲料用紙パック	12 t
・古着類	66 t
・飲料カン・飲食用びん	332 t
・ペットボトル	114 t
・使用済小型家電	114 t
・有害ごみ	14 t

合計 13,321 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

・燃やせるごみ	週2回
・燃やせないごみ	月2回
・資源ごみ	月2回
・粗大ごみ及び蛍光灯	電話申込みによる戸別収集
・有害ごみ（蛍光灯除く）	月2回

④収集方法 分別収集でステーション方式  
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙2のとおり

②処理方法 2 処理主体(2)中間処理の表中「処理方法」  
による

条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで

スプリングマット	布とスプリングを分ける	月1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	月1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る(断熱材を含むものは受入不可)	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
大型家具類		1回につき5個まで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋又は10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋又は20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		月1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同量程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

### ③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集(家庭系)	13,196 t
・一般持込(家庭系)	1,521 t
・一般持込(許可業者)	6,300 t
・一般持込(事業所)	2,055 t
<u>天理市 計</u>	<u>23,072 t</u>
・山添村 持込分	876 t
・川西町 持込分	2,509 t
・三宅町 持込分	1,809 t
・安堵町 持込分	1,818 t
<u>3町1村持込み</u>	<u>7,012 t</u>
合計	30,084 t

④残渣の量及び処分方式

残渣量 3,950 t

処分方式 埋立て処分

⑤処分業者による資源化量

・剪定枝及び草（市内で堆肥化分） 2,058 t

・魚あら（他市で飼料・堆肥化分） 66 t

(3) 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙3のとおり

②山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市） 3,610 t

年間埋立量 2,694 m<sup>3</sup>

（搬入量÷1.34 t/m<sup>3</sup>で算出）

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

2,550 t/年

・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番

・処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000m<sup>3</sup>

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000m<sup>3</sup>

④山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆土工事完了

第2処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間	平成7年～令和3年
埋立残容量	6,857m <sup>3</sup>

(4) 集団資源回収量

①新聞	261 t
②雑誌類	109 t
③ダンボール	103 t
④古着	28 t
計	501 t

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1,560 kl
<u>浄化槽汚泥</u>	<u>3,890 kl</u>
計	5,450 kl

排出の状況（令和2年度） 別紙4のとおり

2 処理主体

- (1) 一般し尿については、委託業者による収集運搬
- (2) 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬  
一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	740 kl
<u>浄化槽汚泥</u>	<u>1,760 kl</u>
計	2,500 kl



- ②区域の範囲 天理市全域
- ③収集回数
- ・一般し尿のくみ取り . . . . . 通常月1回（仮設トイレは随時）
  - ・浄化槽汚泥の清掃 . . . . . 許可業者へ直接申込み
- ④収集の方法 くみ取り方式
- ⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先
- 天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場
- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57kl/日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	740kl
天理市浄化槽汚泥	1,760kl
川西町持込み	100kl
三宅町持込み	360kl
<u>田原本町持込み</u>	<u>2,490kl</u>
計	5,450kl

③処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	155t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- 1 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周

知を図る。

- 2 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を行う。
- 3 古紙、古布類回収の促進
  - 子ども会や自治会等団体にて回収
  - 団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
  - ※平成30年度より増加した分については1kgあたり10円加算
  - 団体数：75団体 / 登録業者数：6業者
  - 回収予定量：500t
- 4 生ごみ処理容器の普及促進
  - 購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1の額ただし上限3万円）
  - 補助対象予定世帯数 7世帯
- 5 むくもり収集の実施
  - 日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
  - 対象世帯数 75世帯

## 第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

### 1 市民の責務

- (1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。
- (3) 廃棄物の分別基準及び排出方法等については「天理市家庭ごみ分別の手引き」のとおりとし、廃棄物の品目など記載が無い場合は、その都度市が決定する。

- (4) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- (5) 将来のごみ処理広域化に伴うごみ分別の変更等が行われた際には、その重要性に鑑み、市の施策に協力しなければならない。

## 2 事業者の責務と減量義務

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。
- (2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。
- (3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来たすものは搬入してはならない。

## 3 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、持ち去り防止のパトロールを強化する。併せて廃家電等の不適正排出のパトロールを行う。